

船舶事故等調査報告書

平成25年11月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第118号
事故等種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成25年6月9日 15時07分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市水島港 水島港西1号防波堤灯台から真方位055° 1.38海里付近 （概位 北緯34° 28.9′ 東経133° 45.4′）
事故等調査の経過	平成25年7月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	液化ガスばら積船 第十三光新丸、749トン
船舶番号、船舶所有者等	141462、宮崎海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷船首部に擦過傷 棧橋 棧橋上部の防油堤に長さ約70cmの亀裂
事故等の経過	本船は、船長ほか6人が乗り組み、LPガス約500tを積載し、水島港の旭化成ケミカルズ株式会社C8棧橋Xバス（以下「本件棧橋」という。）に右舷錨を投下して錨鎖を約5節伸ばした左舷着けの状態から離棧作業中、船長が、早く出港しようと思い、バウスラスタを右にかけ、左舵を取って機関を極微速前進としたところ、船首が左方に振られ、平成25年6月9日15時07分ごろ左舷船首部が本件棧橋の防油堤に衝突した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、水島港の本件棧橋から離棧作業中、船長が、早く出港しようと思い、左舵を取って機関を前進にしたことから、船首が左方に振られて本件棧橋に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、水島港の本件棧橋から離棧作業中、船長が、早く出港しようと思い、左舵を取って機関を前進にしたため、船首が左方に振られて本件棧橋に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 離棧する際は、スラスターと錨を使用するなどして慎重に操船すること。